

事務連絡  
令和6年4月11日

都道府県  
各 介護保険担当課（室） 御中  
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室

「電子申請・届出システム」の機能の追加・改善（令和6年4月版）について（周知依頼）

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等（以下「指定申請等」という。）の手續につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）により、原則として「電子申請・届出システム」を使用することとしておりますが、今般、先行して運用開始した地方公共団体からのご要望等を踏まえ、新たな機能の追加や既存機能の改善を行い、令和6年4月1日から「電子申請・届出システム」に適用しております。

改修内容について、指定権者向け、事業所向けの概要資料を別添資料のとおり作成しておりますので、各指定権者におかれましては、内容をご確認いただき、管内の介護サービス事業者に確実に周知いただきますようお願いいたします。

併せて、「電子申請・届出システム」の利用を開始していない指定権者におかれましては、今回の機能改善内容を踏まえ、「電子申請・届出システム」の利用開始時期の前倒しについてご検討いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について」（令和6年3月25日事務連絡）においてお示ししたとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年3月15日厚生労働省告示第86号）による様式の改正に係る「電子申請・届出システム」のwebフォームの改修は、令和6年10月1日に適用予定です。

※ 様式の掲載先

厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・電子申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【担当者】

厚生労働省老健局高齢者支援課  
介護業務効率化・生産性向上推進室  
（秋山、長谷田、田中、土本、阿久澤）  
TEL：03-5253-1111（内線 3876）